

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

規 則

- 規則第22号 宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（公園緑地課）…2
- 規則第23号 宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）…2
- 規則第24号 宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則……………（消防総務課）…4

告 示

- 告示第61号 指定地域密着型サービス事業者の指定……………（介護保険課）…4
- 告示第62号 指定居宅介護支援事業者の指定……………（介護保険課）…4
- 告示第68号 公金事務の委託……………（税務課）…4
- 告示第69号 指定納付受託者の指定……………（税務課）…5
- 告示第70号 公金事務の委託……………（産業振興課）…5
- 告示第71号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…5
- 告示第72号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…6

公 告

- 公告第29号 予防接種の実施……………（健康づくり推進課）…6

消 防 本 部

- 公告第1号 指定催しの指定……………8

教 育 委 員 会

- 訓令甲第2号 学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程……………8
- 訓令甲第3号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程……………8

監 査 委 員

- 公表第8号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………9

規 則

宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第22号

宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
宇治市都市公園条例施行規則（昭和40年宇治市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「

スコアボード	1式 1回	1, 250円
--------	-------	---------

」を

「

スコアボード	1式 1時間	400円
--------	--------	------

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和7年4月26日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第23号

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則
宇治市市税条例施行規則（昭和60年宇治市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記様式第90号から別記様式第91号の（表）までを次のように改める。

別記様式第90号（第7条関係）

軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
（原動機付自転車・小型特殊自動車）

年 月 日

宇治市長宛て

次のとおり申告（報告）及び申請をします。

		申告の理由		種別		標識番号		
				新規	変更			原動機付自転車
納税（申告・報告）義務者	所有者	☐ 購入	☐ 所有者	☐ 第一種 一般原付（総排気量0.05リットル以下又は定格出力0.6キロワット以下）	☐ 農耕作業用	納税義務発生年月日	年 月 日	
		☐ 譲受け	☐ 使用者	☐ 第一種 一般原付（総排気量0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下）	☐ その他			
		☐ 転入	☐ 住所	☐ 第一種 特定原付（定格出力0.6キロワット以下）				
		☐ その他	☐ 標識番号	☐ 第二種 乙（総排気量0.09リットル以下又は定格出力0.8キロワット以下）		旧標識番号		
		☐ その他	☐ その他	☐ 第二種 甲（総排気量0.125リットル以下又は定格出力1.0キロワット以下）				
				☐ ミニカー				
所有者	住所又は所在地	□□□-□□□□ 住民登録（有・無）		所有形態	1 自己所有 5 その他（	2 所有権留保	3 商品車	4 リース車
	（フリガナ）氏名又は名称			主たる定置場	1 左記所有者の住所又は所在地と同じ（			
	生年月日	年 月 日	電話番号	※（）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入		2 （		
					車名	型式及び年式	原動機の型式	
使用者	住所又は所在地	□□□-□□□□ 住民登録（有・無）		車台番号	型式認定番号		総排気量又は定格出力	
	（フリガナ）氏名又は名称			長さ	幅	最高速度	最高出力	
	生年月日	年 月 日	電話番号	センチメートル	センチメートル	キロメートル毎時	キロワット	
届出者	住所又は所在地	☐ 同上		販売渡 証明書	上記 原動機付自転車 ☐ 第一種 一般原付（総排気量0.05リットル以下又は定格出力0.6キロワット以下） ☐ 第一種 一般原付（総排気量0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下） ☐ 第一種 特定原付（定格出力0.6キロワット以下） ☐ 第二種 乙（総排気量0.09リットル以下又は定格出力0.8キロワット以下） ☐ 第二種 甲（総排気量0.125リットル以下又は定格出力1.0キロワット以下） ☐ ミニカー ☐ 小型特殊自動車			
	（フリガナ）氏名又は名称	☐ 同上			を販売し、又は譲渡したことを証明します。			
	電話番号	☐ 同上			年 月 日			
					住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			

別記様式第90号の2（第7条関係）

軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書
（原動機付自転車・小型特殊自動車）

年 月 日

宇治市長宛て

次のとおり申告及び標識の返納をします。

納税（申告）義務者	所有者	住所又は所在地	□□□-□□□□ 住民登録（有・無）			主たる定置場		1 左記所有者の住所又は所在地と同じ 2						
		(フリガナ) 氏名又は名称				車名		型式及び年式		原動機の型式番号				
								型 年式						
	生年月日	年	月	日	電話番号	車台番号		型式認定番号		総排気量又は定格出力 リットル キロワット				
	使用者	住所又は所在地	□□□-□□□□ 住民登録（有・無）			長さ		幅		最高速度		最高出力		
		(フリガナ) 氏名又は名称				センチメートル		センチメートル		キロメートル毎時		キロワット		
						標識返納の有無		標識返納がない場合、その理由						
						1 有 2 無		ア 盗難 イ 紛失 ウ 破損 エ その他（ ） 具体的に：						
		生年月日	年	月	日	電話番号								
	届出者	住所又は所在地	□ 同上				盗難届出	届出年月日		年 月 日		被害年月日		年 月 日
(フリガナ) 氏名又は名称		□ 同上				届出警察署		警察署 交番・駐在所						
電話番号		□ 同上				受理番号								

別記様式第91号（第7条関係）

(表)

年 月 日

宇治市長宛て

軽自動車税（種別割）減免申請書

申請者（納税義務者） 住所又は所在地
氏名又は名称
個人番号又は法人番号

電話番号

次の軽自動車等の軽自動車税（種別割）の減免を申請します。

種 及 び 用 途	軽自・原付 / 乗用・貨物用・その他			総排気量又は 定 格 出 力	リットル キロワット
車両番号又は 標 識 番 号	税 額	円	最 高 出 力	キロワット	
車 台 番 号	原動機型式		形 状		
定 置 場	申請者と同じ・宇治市			使 用 目 的	
身体障害者等	住 所	申請者と同じ・			
	氏 名	申請者と同じ・			
	生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 (歳)	申請者との 続 柄		
	手 帳 番 号 等	手 帳 番 号	交 付 日	年 月 日	
運 転 者	住 所	申請者と同じ・			
	氏 名	申請者と同じ・		申請者との 続 柄	
	番 号	運 転 免 許 の 年 月 日		年 月 日	
	有 効 期 限	年 月 日	種 類	条 件 等	

減免を受けようとする理由（該当する番号を○で囲んでください。）

- 身体障害者、精神障害者又は知的障害者（以下「身体障害者等」という。）が軽自動車等を所有し、かつ、当該身体障害者等が運転する。
- 身体障害者等が軽自動車等を所有し、かつ、当該身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転する。
- 身体障害者等と生計を一にする者が軽自動車等を所有し、かつ、当該身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転する。
- 身体障害者等と生計を一にする者が軽自動車等を所有し、かつ、当該身体障害者等が運転する。
- 身体障害者等のみで構成される世帯の者が軽自動車等を所有し、かつ、当該身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する。
- 公益のために軽自動車等を直接専用する。
- 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が軽自動車等を専用する。
- 軽自動車等の構造が専ら身体障害者等の利用に供するものである。
- その他

※2から5までの理由に該当する場合は、裏面の「使用状況に関する事項」を記入してください。

(裏) (略)

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の宇治市市税条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年5月16日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第24号

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則

で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年宇治市規則第59号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「81,290円」を「85,490円」に、「40,600円」を「42,700円」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示

宇治市告示第61号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

令和7年4月28日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの 種類
	事業所の所在地	事業者の主たる事務所の所在地		
26912 00337	そうごうケアホーム六地藏	総合ケア株式会社	令和7年4 月25日	認知症対 応型共同 生活介護
	宇治市木幡赤塚24番地の6	大阪府寝屋川市大利元町4-7		

(揭示済)

宇治市告示第62号

指定居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

令和7年4月28日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの 種類
	事業所の所在地			
26712 01701	ケアプランセンター 長寿	株式会社ことほぎ	令和7年5 月1日	居宅介護 支援
	京都府宇治市小倉町南堀池65番地の4-1			

(揭示済)

宇治市告示第68号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年5月16日

宇治市長 松村 淳子

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

(1) 地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

(2) 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目8番27号

- (3) 株式会社セイコーマート
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
- (4) 株式会社セブンーイレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
- (5) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号
- (6) 株式会社ボブラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
- (7) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
- (8) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

- (9) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎1丁目11番2号
- (10) 株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
- (11) KDDI株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
- (12) 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町一丁目5番5号

2 委託事務

市税（市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割））の収納（1(10)から(12)までの指定公金事務取扱者を除く。）、国民健康保険料の徴収、介護保険料の収納、保育料の収納及び公立保育所給食費の収納

3 指定日

令和7年4月1日

4 委託日

令和7年4月1日

5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

宇治市告示第69号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年5月16日

宇治市長 松村 淳子

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者が行う歳入の種類

市税（市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割））、国民健康保険料、介護保険料、保育料及び公立保育所給食費

3 指定日

令和7年4月1日

宇治市告示第70号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年5月16日

宇治市長 松村 淳子

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

宇治商工会議所
宇治市宇治琵琶45番地の13

2 委託事務

宇治市産業会館おける使用料の徴収

3 指定日

令和7年4月1日

4 委託日

令和7年4月1日

5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

宇治市告示第71号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年5月16日から14日間

令和7年5月16日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
五ヶ庄六地藏線	木幡熊小路6番地の1	前	4.1	19.3	
	木幡熊小路6番地の1		~4.7		
	木幡熊小路6番地の1	後	4.1 ~6.0	19.3	
柿ノ木町花摘線	木幡陣ノ内22番地の3	前	4.6	15.5	
	木幡陣ノ内22番地の3				
	木幡陣ノ内22番地の3	後	6.0	15.5	
槇島町122号線（区間1）	槇島町菌場24番地の1	前	2.5	15.6	
	槇島町菌場25番地の2		~4.0		
	槇島町菌場24番地の1	後	6.0 ~8.5	15.6	
槇島町122号線（区間2）	槇島町菌場24番地の1	前	1.8	7.9	
	槇島町菌場24番地の1		~4.1		
	槇島町菌場24番地の1	後	2.3 ~5.5	7.9	
小倉町113号線	小倉町天王59番地の1	前	4.4	10.3	
	小倉町天王59番地の1		~4.5		
	小倉町天王59番地の1	後	6.0	10.3	
小倉町183号線	小倉町堀池96番地 小倉町堀池94番地	前	6.4 ~6.6	60.3	終点地番「小倉町堀池94番地」を

小倉町堀池96番地 小倉町堀池94番地の1	後	6.4 ～6.5	60.3	「小倉町堀池94番地の1」に改正。
--------------------------	---	-------------	------	-------------------

宇治市告示第72号

市道路線の供用の開始について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。
その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。
縦覧期間 令和7年5月16日から14日間
令和7年5月16日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
五ヶ庄六地藏号線	木幡熊小路6番地の1 木幡熊小路6番地の1	令和7年5月16日
柿ノ木町花摘線	木幡陣ノ内22番地の3 木幡陣ノ内22番地の3	令和7年5月16日
横島町122号線（区間1）	横島町菌場24番地の1 横島町菌場25番地の2	令和7年5月16日
横島町122号線（区間2）	横島町菌場24番地の1 横島町菌場24番地の1	令和7年5月16日
小倉町113号線	小倉町天王59番地の1 小倉町天王59番地の1	令和7年5月16日

宇治市

令和7年度高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種協力医療機関

地区	医療機関名	住所	電話番号
六地藏	小田部小児科内科医院	六地藏町並 32	32-6205
	じんのクリニック	六地藏町並 39	31-1122
	中村医院	六地藏町並 38-22	31-5237
	ほそだ内科クリニック	六地藏奈良町 74-1	38-2211
	米田医院	六地藏町並 11	33-4737
	六地藏総合病院	六地藏奈良町 9	33-1717
木幡	宇治あじろぎ在宅クリニック	木幡南端 34-1 サニークレスト 203	34-2031
	大石医院	木幡陣ノ内 20	31-8354
	大石木幡医院	木幡大瀬戸 46	33-0306
	こう内科クリニック	木幡西浦 35	32-1457
	小山医院	木幡御蔵山 39-602	31-5455
	中西整形外科クリニック	木幡熊小路 12-1	38-2559
平尾台	小児科いしはらクリニック	平尾台 4-5-2	38-1617
	かどさか内科クリニック	平尾台 4-3-2	31-1077
	いちのはしクリニック	五ヶ庄折 56-1-1F	31-1115
	今井内科クリニック	五ヶ庄福角 49-4	31-5189
	おうばく駅前内科クリニック	五ヶ庄新 11-29・18	33-2828

公 告

宇治市公告第29号

予防接種の実施について
予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、令和7年度における高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種について次のとおり公告します。
令和7年5月16日

宇治市長 松村 淳子

- 対象者 接種日に次のいずれかに該当する宇治市民
① 65歳の者（65歳の誕生日前日から、66歳の誕生日前日まで
② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
＊上記の対象者の中でも、過去に肺炎球菌ワクチン予防接種（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を受けたことのある者は対象外
- 接種回数 1回
- 実施期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- 接種場所 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種協力医療機関
- 接種方法 個別接種
- 費用 2,500円
※生活保護世帯、市民税非課税世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯に属する者は、本人の申請により一部負担金免除制度があります。
- 注意事項 事前に確認の上予約をしてから接種に行ってください。

五ヶ庄	中田医院	五ヶ庄戸ノ内 7-22	38-2477
	橋本整形外科	五ヶ庄新開 7-5	31-4511
	ふじいキハダ診療所	五ヶ庄新開 11JR 黄檗駅前ビル 2F	31-3111
	宇治病院	五ヶ庄芝ノ東 54-2	32-6000
	宇治おうばく病院	五ヶ庄三番割 32-1	0570-024-089
	京都府立洛南病院	五ヶ庄広岡谷 2	32-5900
菟道	いしだ医院	菟道田中 32-6	20-7711
	上田診療所	菟道平町 17	22-7586
	大石三室戸医院	菟道荒横 28-3	24-0306
	土井内科	菟道荒横 1-54	24-1885
明星町	いかだ医院	明星町 2-9-83	23-1736
白川	京都ゆうゆうの里診療所	白川鍋倉山 14-1	28-1895
	不動園診療所	白川東山 15	28-4555
宇治	宇田医院	宇治式番 48-1	23-2166
	京都認知症総合センタークリニック	宇治里尻 36-35	25-1110
	田中診療所	宇治妙楽 44	21-2253
	服部医院	宇治壺番 68	22-1111
	ひろかわクリニック	宇治妙楽 24-1 ミツダビル 4F	22-3341
	べっぶ内科クリニック	宇治半白 12-3	66-1024
	べっぶ内科クリニック宇治市役所前	宇治下居 20-1 101	25-1003
	増井医院	宇治妙楽 39	21-2063
	松井整形外科医院	宇治半白 19-10	23-2055
	村澤医院	宇治壺番 134-1 荒川ビル	21-1731
	やまもと医院	宇治下居 3-6	23-7974
	宇治武田病院	宇治里尻 36-26	25-2500
	都倉病院	宇治山本 27	22-4521
神明	とだ循環器内科クリニック	神明宮北 32	66-5148
	やえクリニック	神明宮東 14-1 宇治神明ビル 1F	20-2900
羽拍子町	こいずみ医院	羽拍子町 82-1	48-1240
	中村医院	羽拍子町 56-22	41-6500
琵琶台	関医院	琵琶台 1-3-3	20-0012
広野町	あづま整形・形成外科クリニック	広野町東裏 108-3	43-5101
	かわむら内科クリニック	広野町西裏 99	41-6259
	徳岡医院	広野町寺山 17-20	43-8952
	なかうち泌尿器科クリニック	広野町西裏 87 ザ・ガーデンコミュニケーション D 棟 2 階	45-5600
	はせがわ内科・内視鏡クリニック	広野町西裏 87 ザ・ガーデンコミュニケーション D 棟 2 階	48-3301
	村山医院	広野町尖山 23-4	41-2835
伊勢田町	浅妻医院	伊勢田町名木 3-1-30	44-0888
	おやいづ医院	伊勢田町南山 52-6	41-6013
	こうのクリニック	伊勢田町名木 2-1-181	66-1180
大久保町	あさくら診療所	大久保町山ノ内19-1	46-5151
	上ノ山吉岡医院	大久保町上ノ山21-1	43-4181
	小山内科医院	大久保町北ノ山24-1 ホクユービル 4F	46-3211
	芝野耳鼻咽喉科	大久保町上ノ山 51-55	43-3388

	まつだ在宅クリニック	大久保町旦椋 11-8-201	46-8039
	中村病院	大久保町平盛 91-8	44-8111
	宇治脳卒中リハビリテーション病院	大久保町井ノ尻 43-1	48-2110
槇島町	いわしげ内科クリニック	槇島町中川原 154-1	22-7883
	宇治徳洲会在宅クリニック	槇島町石橋 63	81-0220
	山本医院	槇島町落合 43-18	34-3222
	宇治徳洲会病院	槇島町石橋 145	20-1111
小倉町	今林医院	小倉町西浦 88-39	21-4522
	植田医院	小倉町南浦 18-122	21-6111
	岡田医院	小倉町天王 31-5	24-7755
	笹平診療所	小倉町南堀池 109	21-4523
	完岡医院	小倉町西畑 41-21	21-2507
	高嶋医院	小倉町西浦 5-13	23-5513
	たなか医院	小倉町神楽田 16	66-2994
	西尾医院	小倉町西畑 28-13	23-8511
	二宮内科医院	小倉町南堀池 8-5	28-3101
	鉢嶺医院	小倉町山際 1-3	20-0255
	松田整形外科医院	小倉町神楽田 38-13	21-4628
	宮本医院	小倉町西畑 40-4	21-3934
	山村内科	小倉町南浦 28-3	28-4331
	宇治川病院	小倉町老ノ木 31	22-1335

消 防 本 部

宇治市消防本部公告第 1 号

指定催しの指定について

宇治市火災予防条例（昭和 4 8 年宇治市条例第 3 0 号）第 4 2 条の 2 第 1 項の規定により、次の催しを指定催しとして指定しましたので、公告します。

令和 7 年 5 月 7 日

宇治市消防長 木戸 英明

催しの名称 県祭開催に係る露店等の開設
催しの開催期間 令和 7 年 6 月 5 日（木）
午前 1 0 時 0 0 分から午後 1 0 時 0 0 分まで
催しの開催場所 宇治橋通り、県通り、本町通り及び周辺地域
(揭示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会教育長訓令甲第 2 号

学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程

学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程（昭和 5 6 年宇治市教育委員会教育長訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する

。第 2 条第 2 号ア中「及び第 1 2 条」を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(揭示済)

宇治市教育委員会教育長訓令甲第 3 号

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成 2 年宇治市教育委員会教育長訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項第 1 7 号中

「

(17) 満 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子、満 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある障害のある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。）を養育する職員が次に掲げる行為を行う場合	次に掲げる場合で勤務しないことが相当であると認められるときである。 (1) 負傷、疾病による治療、療養中の子の看病及び通院等の世話をを行う場合 (2) 子が受ける予防接種又は健康診断に付き添う場合 (3) 子が在籍し、又は在籍することとなる学校等の授業参観その他これに準じる行
--	---

ア 当該子の看護	事に出席する場合
イ 当該子が受ける予防接種又は健康診断への付添い	
ウ 当該子が在籍し、又は 在籍することとなる学校等が実施する行事への出席	

松岡 ゆかり
堀 明人

- 1 監査の結果を公表した日
令和7年3月31日（宇治市監査委員公表第6号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 産業観光部 観光振興課
監査期間 令和7年1月6日～令和7年2月21日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	使用料収入状況について 観光センター使用料について、入金が遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努めるとともに、宇治市観光協会への指導・監督を徹底された。	市及び観光協会において令和7年1月28日に基本協定書及び徴収事務委託契約に基づき事務を適正に行うよう指導を行いました。 また、市においては月次報告時の確認を、観光協会においては速やかな入金と月次でのチェックを行うよう、担当者へ周知を行い、適正な事務の執行に努めています。

（揭示済）

17 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。）を養育する職員が次に掲げる行為を行う場合	次に掲げる場合で勤務しないことが相当であると認められるときである。 (1) 負傷、疾病による治療、療養中の子の看病及び通院等の世話を行う場合 (2) 子が受ける予防接種又は健康診断に付き添う場合 (3) インフルエンザ等による学校等の臨時休業（学校等の全部又は一部の休業）及び台風等による休校のため子の世話を行う場合 (4) 子が在籍し、又は在籍することとなる学校等の授業参観その他これに準ずる行事に出席する場合
ア 当該子の看護	
イ 当該子が受ける予防接種又は健康診断への付添い	
ウ 当該子（満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）が在籍する学校の休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する休業をいう。）その他これに準じるものとして京都府人事委員会が定める事由に伴う当該子の世話	
エ 当該子が在籍し、又は 在籍することとなる学校等が実施する行事への出席	

に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和7年4月24日

宇治市監査委員
池上 哲朗